令和６年度第２回財政援助団体等監査の結果に関する措置について

（令和７年５月１３日現在）

１　監査の期間　　令和６年１１月１日から令和７年３月４日まで

２　監査対象年度　　原則として令和５年度に執行された事業又は業務

３　指摘に対する措置

指摘の概要	担当局部課	措置内容又は措置方針等	措置分類
【公益財団法人　鹿児島市国際交流財団（出資金）（団体指摘事項）】 (1) 公益財団法人鹿児島市国際交流財団財務会計規則第４２条第２項に「随意契約によるときは、見積りに必要な事項を示して２名以上の者から見積書を徴するものとする。ただし、契約金額が１万円以下の契約又は急を要するときその他やむを得ない事由があるときは、この限りでない。」とあるが、消耗品の購入において、見積書を徴していないものが多数あった。	総務局 市長室 国際交流課	消耗品の購入において、見積書を徴していないことについては、出捐団体の誤認識が原因である。 監査指摘後、所管課からの指導により、財務会計規則に基づき、適切に見積書を徴取している。 （通知受理日：令和７年４月２８日）	措置済
【公益財団法人　鹿児島市国際交流財団（公の施設の指定管理者）（団体指摘事項）】 (2) 鹿児島市国際交流センター条例第９条第１項によると、鹿児島市国際交流センターの施設等を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならないとなっており、また、同条例施行規則第７条第１項によると、施設等の使用許可を受けようとする者は、鹿児島市国際交流センター施設等使用許可申請書(様式第２）を提出しなければならないとなっているが、国際交流センターでは、同規則の様式で求められている記載事項に加え、他の事項も記載させる書式を使用していた。 【公益財団法人　鹿児島市国際交流財団（公の施設の指定管理者）（所管課指摘事項）】 (3) 鹿児島市国際交流センター条例第９条第１項によると、鹿児島市国際	総務局 市長室 国際交流課	同規則の様式で求められている記載事項に加え、他の事項も記載させる書式を使用していたことについては、所管課及び指定管理者の誤認識が原因である。 監査指摘後、所管課において同条例施行規則の一部改正を行い、使用許可に係る事務手続の効率化のため使用許可申請書に以下の項目を追加した。 (1) 申請者及び使用責任者のメールアドレス又はファックス番号 (2) 備考欄（同センターの電子案内板への行事名等の表示について、申請者の希望の有無を確認する項目） （通知受理日：令和７年４月２８日）	措置済

交流センターの施設等を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならないとなっており、また、同条例施行規則第７条第１項によると、施設等の使用許可を受けようとする者は、鹿児島市国際交流センター施設等使用許可申請書(様式第２）を提出しなければならないとなっているが、国際交流センターでは、同規則の様式で求められている記載事項に加え、他の事項も記載させる書式を使用させていた。			
【公益財団法人　鹿児島市国際交流財団（公の施設の指定管理者）（団体指摘事項） (4) 鹿児島市国際交流センター条例施行規則第９条第１項によると、指定管理者は、提出のあった使用許可申請書を審査し､適当と認めたときは、使用を許可し、鹿児島市国際交流センター施設等使用許可書(様式第３）を申請者に交付し、申請者が予約システムにより使用許可の申請をしたときは、使用許可書の交付に代えて予約システムにより使用の許可を通知することができるとなっているが、予約システムによらない申請において、使用許可書を申請者に交付していなかった。 【公益財団法人　鹿児島市国際交流財団（公の施設の指定管理者）（所管課指摘事項)】 (5) 鹿児島市国際交流センター条例施行規則第９条第１項によると、指定管理者は、提出のあった使用許可申請書を審査し､適当と認めたときは、使用を許可し、鹿児島市国際交流センター施設等使用許可書(様式第３）を申請者に交付し、申請者が予約システムにより使用許可の申請をしたときは、使用許可書の交付に代えて予約システムにより使用の許可を通知することができるとなっている。しかしながら、予約システムによらない申請において、使用許可書が申請者に交付されていないことについて、団体への指導がなされていなかった。	総務局 市長室 国際交流課	予約システムによらない申請において、使用許可書を申請者に交付していなかったことは、指定管理者の誤認識によるものである。 監査指摘後、所管課からの指導により、規則に基づき、予約システムによらない申請においては、使用許可書の交付を適切に行っている。 （通知受理日：令和７年４月２８日）	措置済

【公益財団法人　鹿児島市中小企業勤労者福祉サービスセンター(補助金等)（所管課指摘事項)】 (6) 本市の中小企業勤労者総合福祉推進事業補助金交付要綱によると、補助金の額は、同要綱第３条第１項第１号に定める中小企業福祉事業費補助金交付要綱（以下「厚生労働省要綱」という。）別表第１に定める補助額及び市長が特に必要と認める金額の合計額である管理費と、同要綱同条同項第２号の厚生労働省要綱別表第１に定める補助額としての事業費の合算額を上限とし、予算の範囲内で市長が決定した額とするとなっている。しかしながら、当該厚生労働省要綱は平成２２年度をもって廃止されているにもかかわらず、要綱が改正されていない。	産業局 産業振興部 雇用推進課	本市の中小企業勤労者総合福祉推進事業補助金交付要綱(以下「本市要綱」という。）第３条に定める補助金額の経費算定根拠としている厚生労働省要綱は、平成２２年度に廃止されているにもかかわらず、それを根拠に算定を続けていたことから、本市要綱から厚生労働省要綱にかかる部分を削除し、代替として交付対象経費を新たに定めた別表を追加する一部改正（令和７年４月１日施行）を行った。 （通知受理日：令和７年４月２８日）	措置済